

警察共通基盤システムによる自転車防犯登録情報等照会業務実施要領の制定について（概要）

令和6年2月16日

例規（府対・捜三・高情）第15号

警察共通基盤システムによる自転車防犯登録情報等照会業務実施要領は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項の規定に基づき大阪府公安委員会が指定した社団法人大阪府防犯協会連合会及び大阪府自転車商防犯協力会が行う防犯登録を効果的に活用し、自転車の盗難防止及び盗品である自転車の所有者への早期返還に資するため、自転車防犯登録情報等照会業務について必要な事項を定めたものである。

主な内容として、

- 運用体制
- 登録の要領等
- 照会の要領等
- 市町村が撤去した自転車が盗品等自転車であることが判明した場合の措置

などの項目からなっている。